

議案第 8 号

飛驒市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

飛驒市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定及び給与額の算出方法の見直し等に伴う改正

## 飛驒市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第1項中「採用の日から5年以内」を「採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内」に、「第1号及び第2号」を「第1号、第2号及び第3号」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 獣医師の職その他これに準ずる職員の職として市の規則で定めるもの  
額 6万円

第22条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第23条の4第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改め、同条第4項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

第23条の7第3項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年飛驒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第21条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改める。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の飛驒市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第23条の4第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及びこの条例による改正前の飛驒市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第23条の4第5項若しくは第25条第1項から第3項まで若しくは第6項、外国の地方公共団体の期間等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成19年飛驒市条例第42号）第4条第1項若しくは第8条又は飛驒市公益的法人等への職員派遣条例（平成16年飛驒市条例第40号）第4条若しくは第8条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）

以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。次号において「特定管理職員」という。） 107.5分の15

ウ 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

- (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの次に定める割合

ア 特定管理職員以外の職員 72.5 分の 10

イ 特定管理職員 62.5 分の 10

## 飛騨市職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第13条の2 略 (初任給調整手当)</p> <p>第13条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内</p> <hr/> <p>の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 略 (2) 略</p> <hr/> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で市の規則で定めるもの 月額 2,500円</p> <p>2 略 3 略</p> <p>第14条～第21条 略</p>	<p>第1条～第13条の2 略 (初任給調整手当)</p> <p>第13条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号、第2号及び第3号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 獣医師の職その他これに準ずる職員の職として市の規則で定めるもの 月額 6万円</p> <p>(4) 前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で市の規則で定めるもの 月額 2,500円</p> <p>2 略 3 略</p> <p>第14条～第21条 略</p>





(附則第2項) 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第10条 略 (期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはその月額を期末手当基礎額として、時間額で定めるものにあつては時間額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率(特定管理職員に適用される率を除く。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 略</p> <p>第12条～第20条 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p>	<p>第1条～第10条 略 (期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあつては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額)」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはその月額を期末手当基礎額として、時間額で定めるものにあつては時間額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率(特定管理職員に適用される率を除く。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 略</p> <p>第12条～第20条 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p>

第21条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の107.5を乗じて得た額）」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で

第21条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で

定める額を除く。)の1月当たりの平均額」とそれぞれ読み替えるものとする。

2～3 略

以下 略

定める額を除く。)の1月当たりの平均額」とそれぞれ読み替えるものとする。

2～3 略

以下 略

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定及び給与額の算出方法の見直し等に伴う改正
制定改廃の根拠等	<p>(1) 人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改正 令和3年人事院勧告の骨子（令和3年8月10日付） ※給与調査（従業員50人以上の約11,800事業所、約45万人） （調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例給：民間給与平均 407,134円           国家公務員給与 407,153円 [較差19円]</li> <li>・ボーナス：民間の支給割合 4.32月               公務の支給月数 4.45月 [較差0.12月]</li> </ul> <p>（一般職の給与改定の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例給：民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。</li> <li>・ボーナス：民間の支給割合との均衡を図るため期末手当0.15月分（再任用職員については0.1月分）の引下げを行う。ただし、令和3年度においては12月期の期末手当での引下げは行わず、引下げに相当する額を、令和4年6月期分の期末手当から減額することで調整を行う。</li> </ul> <p>(2) 諸手当算定基礎の取扱いを国に準じた取扱いとする改正 勤務1時間当たりの給与額の算出、期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額における地域手当の取扱いを国に準じた取扱いにするもの。</p> <p>(3) 獣医師に対し初任給調整手当を支給するための改正 獣医師の処遇改善に伴う初任給調整手当の新設</p>
条例の概要	<p>(1) 人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改正 令和3年人事院勧告に基づき、一般職員及び再任用職員並びに会計年度任用職員の期末手当の支給率を引き下げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当0.15月分（再任用職員0.1月分）の引下げ</li> <li>・ただし、令和3年度においては、12月期の期末手当での引下げを行わず、常勤の職員の引下げに相当する額については、令和4年度6月期の期末手当から減額することで調整を行う。</li> </ul>

(改正後の一般職員の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月(支給済み)	1.275月(支給済み)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(支給済み)
4年度以降 期末手当	<u>1.20月</u> ※令和4年度は令和3年度12月期の期末手当0.15月分相当額を減額	<u>1.20月</u>
勤勉手当	0.95月	0.95月

(改正後の一般職員のうち特定管理職員の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.075月(支給済み)	1.075月(支給済み)
勤勉手当	1.15月(支給済み)	1.15月(支給済み)
4年度以降 期末手当	<u>1.0月</u> ※令和4年度は令和3年度12月期の期末手当0.15月分相当額を減額	<u>1.0月</u>
勤勉手当	1.15月	1.15月

(改正後の再任用職員の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	0.725月(支給済み)	0.725月(支給済み)
勤勉手当	0.45月(支給済み)	0.45月(支給済み)
4年度以降 期末手当	<u>0.675月</u> ※令和4年度は令和3年度12月期の期末手当0.1月分相当額を減額	<u>0.675月</u>
勤勉手当	0.45月	0.45月

(改正後の再任用職員のうち特定管理職員の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	0.625月(支給済み)	0.625月(支給済み)
勤勉手当	0.55月(支給済み)	0.55月(支給済み)
4年度以降 期末手当	<u>0.575月</u> ※令和4年度は令和3年度12月期の期末手当0.1月分相当額を減額	<u>0.575月</u>
勤勉手当	0.55月	0.55月

(改正後の会計年度任用職員の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月(支給済み)	1.275月(支給済み)
4年度以降 期末手当	<u>1.20月</u>	<u>1.20月</u>

(2) 地域手当について諸手当算定基礎の取扱いを国に準じた取扱いとする改正

国家公務員の例に準じ、勤務1時間あたりの給与額の算出、期末手当基礎額、勤勉手当基礎額に地域手当を加えるもの

(3) 獣医師に対し初任給調整手当を支給するための改正

岐阜県の例に倣い、獣医師に対し初任給調整手当を支給できるよう改正するもの。

市民への影響等

【影響の規模】(全会計分)

(1) 人事院勧告に伴うもの

(本則による減額分)

一般職員 △22,083千円(460名)

再任用職員 △434千円(18名)

会計年度任用職員 △5,422千円(302名)

(附則による減額分)

一般職員 △21,661千円(438名)

再任用職員 △253千円(11名)

(2) 地域手当の諸手当の基礎にかかる見直しに伴うもの

一般職員 846千円(5名)

(3) 獣医師の初任給調整手当に係るもの

一般職員 828千円(2名)

資料
----

施行日	令和4年4月1日
備考	